職員の給与等に関する報告(意見)に当たって(談話)

平成25年10月17日 埼玉県人事委員会 委員長 金野俊男

本日、埼玉県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、地方公務員法に 定める情勢適応の原則に基づき、適正な給与を確保する機能を有するものです。

本委員会は、職員及び県内の民間企業の従業員の給与等の実態を精緻に調査し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給、特別給ともに、おおむね民間と均衡していることから、改定を 行わないことといたしました。このほか、昇給・昇格制度など給与制度の諸課題につ いても、適切に対応するよう報告いたしました。

また、高齢期の雇用問題について、雇用と年金の確実な接続を図るため、定年退職者が公的年金の支給開始年齢に達するまでの間、希望する勤務形態での再任用を進めることや、再任用職員が担う職域の拡大を図ることなどを報告いたしました。

さらに、時間外勤務の徹底した管理と年次休暇等の取得促進により総実勤務時間の 縮減を図ることや、ワークライフバランスを推進することなど、職員の勤務環境の整 備等についても報告いたしました。

議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割に深い理解を示され、報告に述べた内容について、適切に対応してくださるようお願いします。

公務を取り巻く環境が厳しい中にあっても、職員の皆さんが高い使命感を持って困難な業務に取り組み、日々職務に精励していることに対し、敬意を表します。

今後も、県民の公務に寄せる期待と負託に応えるため、全力を挙げてその職責を果たされることを強く望みます。

県民の皆様におかれましては、こうした職員に対し、適切な給与や勤務条件を確保 するため、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度について、御理解をいただき ますようお願いいたします。